

# 労務 ROAD

## ■健康診断を実施しましょう

労働安全衛生法により、事業者は労働者に対して、医師による健康診断を実施しなければならないと定められています。また、労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。

事業者を実施が義務付けられている健康診断には、以下のものがあります。

	健康診断の種類	対象となる労働者	実施時期
一般健康診断	雇入時の健康診断	常時雇用する労働者	雇入れの際
	定期健康診断	常時雇用する労働者 (事項の特定業務従事者を除く)	1年以内ごとに1回
	特定業務従事者の健康診断	高熱(低温)物体・有害物質の取扱、坑内、深夜等の業務に常時従事する労働者(※)	左記業務への配置替えの際、6月以内ごとに1回
	海外派遣労働者の健康診断	海外に6ヶ月以上派遣する労働者	海外に6ヶ月以上派遣する際、帰国後国内業務に就かせる際
	給食従事者の検便	事業に附属する食堂・炊事場における給食の業務に従事する労働者	雇入れの際、配置換えの際

(※) 労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に常時従事する労働者

## ■新入所員紹介 (高橋)

初めまして！2019年4月より入所致しました高橋 沙季(たかはし さき)と申します。前職は百貨店で洋菓子の販売をしていました。

未経験ではございますが、専門知識をしっかりと身に付けお客様の期待に応えられるよう精一杯頑張ります。どうぞ宜しくお願い致します。

中学、高校、大学部では運動部に所属していたので身体動かすことが好きです。最近では運動不足なので休日はどこか出かけるように心がけています。

また、先日京都の嵐山に行きました。着物を着て嵐山を散策したのですが、着物を着ることは成人式以来2回目なのでとても新鮮でした！桜はほとんど散ってましたが、とてもお天気も良く楽しい1日を過ごしました！



VOL.643  
(1905-2)



### 河本社労士事務所

〒541-0056  
大阪市中央区久太郎町  
1-9-26 船場 IS ビル 5F  
TEL:06-6264-6264  
FAX:06-6264-6265  
編集担当：矢尾・君野・川端

社長が入れる  
労災保険のことなら

### 「葛城経営研究会」

詳しくは、  
06-6264-6543 まで！

新元号の令和が始まりましたね。令和特需として、近くのスーパーでも令和の文字が入ったお酒や紅白饅頭も販売されていました。今回の改元による経済効果は、ニュースによるとなんと数兆円にも上るみたいです・・・！（君野）

SNSでもお役立ち情報  
配信中です



【アカウント】  
Facebook: 河本社労士事務所  
Instagram: @ksj\_koumoto  
Twitter: @ksj\_koumoto